



行政の 焦点

労災保険は、日本国内で労働者として事業主に雇用され賃金を受けている方を対象としています。そのため、事業主・自営業者・家族従業者など労働者以外の方は労災保険の対象にならず、業務により負傷した場合などでも労災保険給付を受けることは出来ません。しかしながら、中小事業の事業主や一人親方などの自営業者等は、業務の実態が労働者と変わらない場合があり労働者に準じた保護が必要な方がいること、また、海外の事業場に所属する海外派遣者に関しては、日本の労災保険法の適用がなく、諸外国の労災補償制度の適用範囲や給付内容が十分でないため国内の労災保険による保護の対象とする必要な方がいます。そこで、一定の要件の

下に労災保険に特別に任意加入することを認め、労働者に準じて保護することを目的として特

令和3年4月1日から労災保険の「特別加入」の対象が広がりました

労災保険は、日本国内で労働者として事業主に雇用され賃金を受けていの方を対象としています。そのため、事業主・自営業者・家族従業者など労働者以外の方は労災保険の対象にならず、業務により負傷した場合などでも労災保険給付を受けるこ

令和3年 特別加入制度が設けられています。 下に労災保険に特別に任意加入することを認め、労働者に準じて保護することを目的として特

柔道整復師に係る

特別加入の新設

アニメーション制作作業從

事者に係る特別加入の新設
アニメーション制作関係の作
業をされる方であれば、声優の

う見直しを行った必要があります。フレーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るために特別加入制度の対象拡大等について検討された結果、特別加入制度の対象として、令和3年4月1日から下記の事業及び作業が新設されることとなりました。

作業又はその演出もしくは企画の作業を行う方で俳優、舞踏家や音楽家、芸能家等の芸能実演家、監督、撮影、照明、大道具制作、衣装等の芸能制作作業従事者が対象となります。

特別加入の手続きは「一人親方等及び特定作業従事者」に係る特別加入の手続きと同様とな

2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約の他の契約に基づいて高年齢者が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態としている方が対象となります。

これらの新設された事業及び
作業に従事する方が労災保険に
特別加入することにより、仕事
中や通勤中のケガ、病気等の治
療費などの療養費や、ケガ等で
休業する際の休業期間の給付、
治療後に障害が残つた場合の障
害給付またはお亡くなりになつ
た場合の遺族への給付等が支給
されます。

なお、上記の作業従事者が労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合に特別加入をすることが可能ですが

契約形式に問わらず、実態として労働者として認められる場合は、特別加入せずとも労災保険

■芸能関係作業従事者に係る

「事業主」として特別加入の対象となります。

創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者に係る特別加入の新設

労働者以外の方で、改正高年齢者雇用安定法に基づき改正高年齢者雇用安定法第10条の2第

度の適用範囲や給付内容が十分でないため国内の労災保険による保護の対象とする必要な方がいます。そこで、一定の要件の踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよ

放送番組（広告放送を含む）、
映画、寄席、劇場等における音
楽、演芸その他の芸能の提供の

労働者以外の方で、改正高年齢者雇用安定法に基づき改正高年齢者雇用安定法第10条の2第